

申告書の作成は、国税庁ホームページの便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

申告書を印刷し書面で提出するか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)のどちらかを選ぶことができます。

e-Taxには「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。「マイナンバーカード方式」には、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要で、また、「ID・パスワード方式」には、税務署が発行した電子申告用IDとパスワードが必要です。【国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>】

注意事項



- 申告相談会場は大変混み合います。領収書などはあらかじめ自宅で集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類が揃っていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心がけましょう。
- ▼事業所得(営業・農業)、不動産所得
 - ・収支計算の基礎となる領収書・帳簿などを必ず整理記載して、お持ちください。
- ※収入や経費等を記載していない方は、ご自身で計算した後に申告相談をしてください。
- ・作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。
- ・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。
- ▼医療費控除
 - ・支払った医療費の領収書は、個人別、病院別に分け事前に集計し明細書を作成してきてください。

- ・対象となる領収書は平成30年中に支払った分です(領収印の日付を確認してください)。例えば、12月分の入院費用を平成31年1月になってから支払った領収書は、今回の申告には含まれません。
- ・老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は、必ず「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください(施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください)。
- ・医療費に対して補てんされた金額(高額医療費や医療保険金など)がある場合は、その金額が分かるようにしてきてください。
- ▼住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
 - ・平成30年中に入居し初めて控除を受ける方は、次の書類が必ず必要です。
 - ①登記事項証明書または登記簿(謄(抄)本)
 - ②請負契約書(売買契約書)の写し
 - ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅の控除を受ける際は、さらに各種証明書が必要です。
 - ・住宅の建築で補助金の交付を受けた場合は、その金額が分かるようにしてきてください。

- ・土地の住宅借入金等特別控除を受ける場合も、土地の①②も必要です。
- ・2年目以降も申告により住宅借入金等特別控除を受ける方(農業や自営業の方、年末調整が済んでない方)は、③の年末残高証明書と税務署から発行される住宅借入金等特別控除申告書をお持ちください。
- ▼収用等で資産を譲渡した場合の特別控除の特例
 - ・公共事業施行者の収用などで、土地・建物などの資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、次の書類が必要です。
 - ①公共事業施行者が交付した各種証明書(買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等)
 - ②契約書(土地、建物、移転補償)
 - ③移転補償等に基づき支出した内容が分かる領収書
 - ▼復興特別所得税について
 - ・確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。
 - ・平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税とあわせて復興特別所得税の申告と納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に21%の税率を掛けて計算した金額です。

- ▼その他
 - ・申告書や収支内訳書等は、1月下旬から税務課または各支所の窓口で用意します。
 - ・申告期間中は、税務課で申告を受け付けることはできません(収入のない方の申告は除きます)。
 - ・ご自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場にお持ちになるか、大田原税務署に直接提出してください(大田原税務署へは郵送で提出することもできません)。
 - ・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、平成30年中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません(青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年)。
 - ・町の申告会場で消費税申告書の作成はできませんので、消費税の申告は大田原税務署で申告してください。
- ▼問合せ 税務課町民係

☎ 726903

